

## 日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士制度の概要

医用質量分析は近年急速に進化している。質量分析技術がすでに医療に結びついている例として、

- 1) 先天代謝異常のスクリーニングと確定診断
  - 2) 医薬品の TDM、薬物中毒診断
  - 3) イムノアッセイに代わる臨床化学検査
  - 4) MALDI-TOF-MS による微生物同定
- などがある。

医用質量分析の対象は多様だが、分析担当者が質量分析技術の基本を理解していることが重要である点は同様であり、担当者が共通の基盤をもつ必要がある。そこで①質量分析技術の初歩を学んだうえで、医用質量分析に従事することができる人材の育成、②臨床検査法としての質量分析技術の普及とその標準化、を目的として、平成 25 年度から日本医用マススペクトル学会において医用質量分析認定士制度がスタートした。

認定要件の骨子は、1. 日本医用マススペクトル学会員であること、2. 講習会を受講し、同時に行われる試験に合格すること、である。合格後、「医用質量分析認定士申請」に従って、所定の申請書類を整え申請を行う。認定期間は 5 年とし、更新制となっている。詳しくは日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士規程を参照すること。